

別添（Annex）5 完全性、注釈記号の定義及び「NE」を用いた排出吸収源

A5.1. 完全性に関する検討

現在のインベントリでは、共通報告様式（CRF）に基づきデータの提出を行っており、全ての区分について、排出・吸収量データまたは「NO」、「NE」、「NA」等の注釈記号（Notation Key）の記入が求められている。本章では、インベントリ報告ガイドライン（Decision 24/CP.19）、2002年度、2012年度及び2014年度温室効果ガス排出量算定方法検討会の検討結果に基づいて策定した注釈記号の定義と注釈記号決定のためのデシジョンツリー（「重要でない」という意味での「NE」の適用基準を含む）について紹介する。

また、「重要でない」という意味で「NE」を用いた排出源およびそれ以外で「NE」（Not Estimated）として報告した区分を示す。

A5.2. 注釈記号の定義

我が国ではインベントリ報告ガイドライン（Decision 24/CP.19）に従い注釈記号を用いている。下記の表 A 5-1 はインベントリ報告ガイドラインに示された注釈記号を示している。

表 A 5-1 インベントリ報告ガイドラインに示された注釈記号の定義

| 記号 | 説明 |
|----------------------------|---|
| NO (Not Occurring) | ある附属書 I 国の特定の排出・吸収源において、カテゴリーやプロセス（回収を含む）が存在しない場合に用いる。 |
| NE (Not Estimated) | 排出・吸収源からの温室効果ガスの排出・吸収量または活動量が算定されていないが、発生している可能性がある場合に用いる。CO ₂ 、N ₂ O、CH ₄ 、HFCs、PFCs、SF ₆ 及び NF ₃ の排出・吸収量のインベントリでの報告に「NE」を用いた場合には、その算定されなかった理由を NIR と CRF の完全性の表（completeness table）の両方に記載せねばならない。また、あるガスのデータを得るのに過剰な労力を必要とし、当該カテゴリーの排出量が国全体から見て量的にもトレンドの点でも重要でない（insignificant）とみなされる場合、「NE」を用いることができる。その場合、取りうる排出量レベルの観点から除外した正当性について NIR に記述すべきである。重要でないとみなすことができる排出量は国内総排出量（LULUCF を除く）の 0.05%未満で、500ktCO ₂ 換算を超えないレベルに限定すべきである。重要でないとみなした排出量の総量は国内総排出量の 0.1%未満でなければならない。附属書 I 国は活動量（AD）の近似値と IPCC の排出係数デフォルト値を用いて、カテゴリー毎の想定される排出レベルを導くべきである。なお、特定カテゴリーからの排出量が過去の提出で報告されている場合、それ以降の温室効果ガスインベントリ提出においても、当該特定カテゴリーからの排出量は報告すべきである。 |
| NA (Not Applicable) | ある排出・吸収源カテゴリーにおいて、活動自体は存在するが、特定のガスの排出または吸収が起こらない場合に用いる。CRF において「NA」が適用可能な排出・吸収源カテゴリーのセルに網掛けがされている場合には、記入しなくて良い。 |
| IE (Included Elsewhere) | 排出・吸収源からの温室効果ガスの排出・吸収量が算定されているが、記入することが求められている箇所に報告する代わりに、インベントリの他の箇所に含める場合に用いる。インベントリで「IE」を用いた場合、締約国は CRF の完全性の表に、インベントリの他のどの箇所に排出・吸収量を含めたかを示し、本来記入を求められていたカテゴリーからの変更について、特にそれが秘匿による場合は、説明すべきである。 |
| C (Confidential) | パラ 36 の規定に従うと秘匿情報の開示につながる場合に用いる。（パラ 36：業務及び軍事に関する秘匿情報を保護するための合算は最低限度とすることを考慮し、排出と吸収は最も細分化されたレベルで報告されるべきである。） |

（出典）インベントリ報告ガイドライン（Decision 24/CP.19）

なお、重要でない (considered insignificant) という意味での「NE」の我が国における適用基準は 2012 年度及び 2014 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会で定めており、そのデシジョンツリーは下記の図 A 5-2 に示している。

また、インベントリ報告ガイドラインが改訂された場合には、再度、記号の定義及び記入方法について見直すこととする。

A5.3. 注釈記号選択のためのデシジョンツリー

インベントリ報告ガイドライン (Decision 24/CP.19)、2002 年度、2012 年度及び 2014 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会の検討結果に基づいて独自に作成した注釈記号決定のためのデシジョンツリーは以下の通りである。

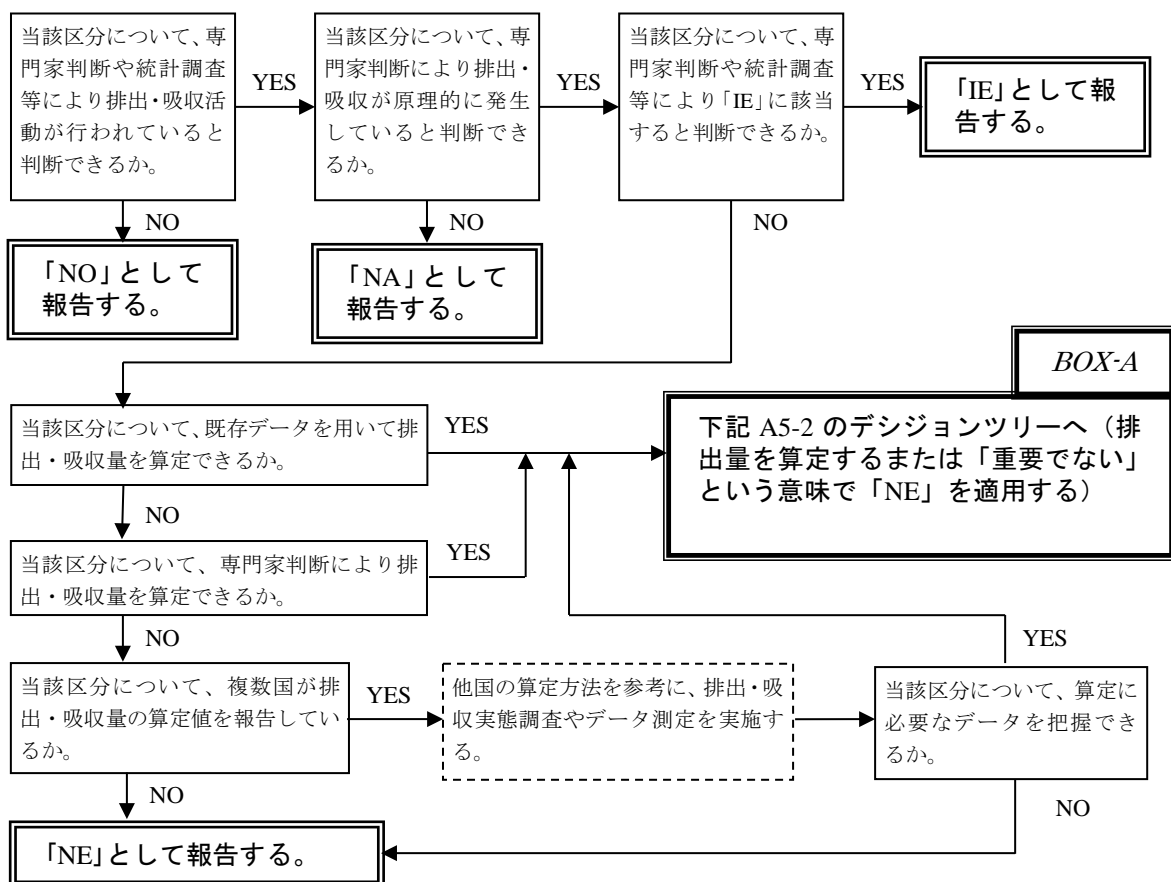


図 A 5-1 注釈記号選択のためのデシジョンツリー

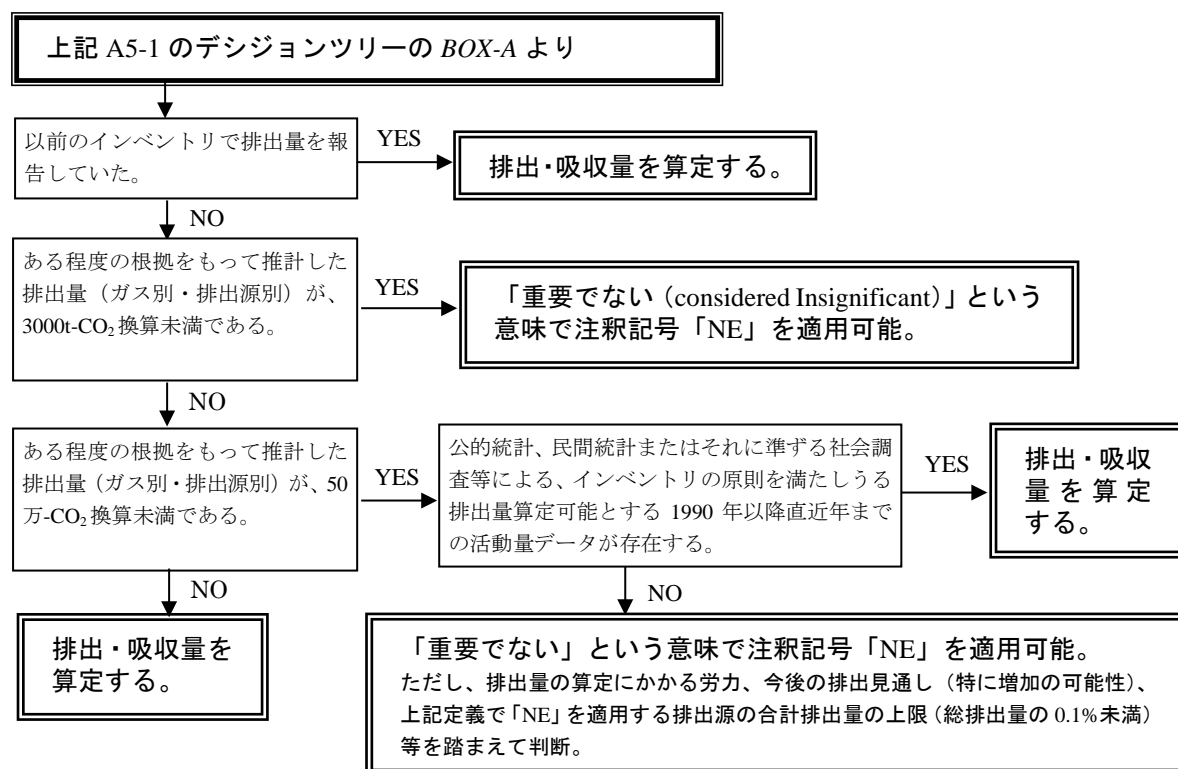


図 A5-2 「重要でない」という意味での「NE」の適用基準を定めたデシジョンツリー
なお、算定する排出・吸収源の排出・吸収量が機密情報である場合は「C」として報告する。

A5.4. 我が国における「重要でない」という意味で「NE」を用いた排出吸収源

排出源は存在するが排出量が小さく、「重要でない」という意味で「NE」を用いた排出吸収源は以下の通りである。これらの排出源からの合計排出量（吸収源を除く）の概算値は最大でも 122kt-CO₂換算程度であるため、インベントリ報告ガイドライン（Decision 24/CP.19）の paragraph 37(b)に記述されている、「重要でない」という意味で「NE」を用いる際の上限である総排出量の 0.1%（我が国では約 1.24Mt-CO₂換算）を超えることはない。

表 A5-2 「重要でない」という意味で「NE」を用いた排出源

| コード | カテゴリー No. | 分野・カテゴリー | | 対象ガス | 排出量概算値 [kt-CO ₂ eq] | |
|-----|-----------|----------|----------------------------------|---|--------------------------------|-------|
| 1 | 1.C. | エネルギー | CO ₂ の輸送と貯留 | CO ₂ | <0.007 | |
| 2 | 2.D.3. | IPPU | NMVOCの焼却 | CH ₄ | <0.2 | |
| 3 | 2.D.3. | IPPU | NMVOCの焼却 | N ₂ O | <1.0 | |
| 4 | 2.F.1. | IPPU | 冷蔵庫及び冷凍空調機器 | 冷媒コンテナからの漏洩 | HFCs | <63 |
| 5 | 2.F.4. | IPPU | オゾン層破壊物質の代替としての製品の使用 | エアゾール | HFCs | <1.8 |
| 6 | 2.G.2. | IPPU | その他製品の使用からのSF ₆ 、PFCs | 防音窓 | SF ₆ | <0.3 |
| 7 | 3.A.4.- | 農業 | 消化管内発酵 | 鹿 | CH ₄ | <2.3 |
| 8 | 3.A.4.- | 農業 | 消化管内発酵 | アルパカ | CH ₄ | <0.07 |
| 9 | 3.B.4.- | 農業 | 家畜排せつ物の管理 | 鹿 | CH ₄ | <0.03 |
| 10 | 3.B.4.- | 農業 | 家畜排せつ物の管理 | トナカイ | CH ₄ | <0.01 |
| 11 | 3.B.4.- | 農業 | 家畜排せつ物の管理 | 銀ぎつね | CH ₄ | <0.04 |
| 12 | 3.B.4.- | 農業 | 家畜排せつ物の管理 | その他の家禽類（あひる・あいがも、七面鳥、うずら、がちょう、ホロホロ鳥、きじ） | CH ₄ | <0.8 |
| 13 | 3.B.4.- | 農業 | 家畜排せつ物の管理 | 鹿 | N ₂ O | <0.6 |
| 14 | 3.B.4.- | 農業 | 家畜排せつ物の管理 | トナカイ | N ₂ O | <0.02 |
| 15 | 3.B.4.- | 農業 | 家畜排せつ物の管理 | 銀ぎつね | N ₂ O | <0.01 |
| 16 | 3.B.4.- | 農業 | 家畜排せつ物の管理 | その他の家禽類（あひる・あいがも、七面鳥、うずら、がちょう、ホロホロ鳥、きじ） | N ₂ O | <0.3 |
| 17 | 4.D. | LULUCF | 湿地 | 泥炭採掘 | CO ₂ | <50 |
| 18 | 4.D. | LULUCF | 湿地 | バイオマスの燃焼 | CH ₄ | <0.14 |
| 19 | 4.D. | LULUCF | 湿地 | バイオマスの燃焼 | N ₂ O | <0.16 |
| 20 | 5.B.2 | 廃棄物 | バイオガス施設における嫌気性消化 | | CH ₄ | <1.4 |
| 合計 | | | | | | <122 |

注) 一定の想定の下、Tier1等の簡易的な算定方法により1990年度から直近年度までの排出量を概算した場合の最大の排出量

A5.5. 我が国における未推計排出吸収源

上記に示した「重要でない」という意味での「NE」を除く未推計排出吸収源を以下に示す。

表 A5-3 わが国の未推計排出吸収源

| Code | 分野 | 排出吸収区分 | | | 対象ガス | |
|------|--------|----------|-----------------|-----------------|---------|---------------------|
| 1 | エネルギー | 燃料の燃焼、運輸 | 液体燃料 | 航空 | 巡航時 | CH ₄ |
| 2 | エネルギー | 燃料の燃焼、運輸 | 液体燃料 | 潤滑油 | | CH ₄ |
| 3 | エネルギー | 燃料の燃焼、運輸 | 液体燃料 | 潤滑油 | | N ₂ O |
| 4 | エネルギー | 燃料からの漏出 | 固体燃料 | 石炭採掘 | 回収とフレア | CH ₄ |
| 5 | エネルギー | 燃料からの漏出 | 固体燃料 | その他（制御不能な燃焼） | | CO ₂ |
| 6 | エネルギー | 燃料からの漏出 | 石油及び天然ガス | 石油 | 精製及び貯蔵 | CO ₂ |
| 7 | エネルギー | 燃料からの漏出 | 石油及び天然ガス | 石油 | 供給 | CO ₂ |
| 8 | エネルギー | 燃料からの漏出 | 石油及び天然ガス | 石油 | 供給 | CH ₄ |
| 9 | IPPU | 化学産業 | アンモニア製造 | | | CH ₄ |
| 10 | LULUCF | 湿地 | 転用のない湿地 | 転用のない湛水地 | 生体バイオマス | Carbon Stock Change |
| 11 | LULUCF | 湿地 | 転用のない湿地 | 転用のない湛水地 | 枯死有機物 | Carbon Stock Change |
| 12 | LULUCF | 湿地 | 転用のない湿地 | 転用のない湛水地 | 土壌 | Carbon Stock Change |
| 13 | LULUCF | 湿地 | 他の土地利用から転用された湿地 | 農地から転用された湿地 | 土壌 | Carbon Stock Change |
| 14 | LULUCF | 湿地 | 他の土地利用から転用された湿地 | 草地から転用された湿地 | 土壌 | Carbon Stock Change |
| 15 | LULUCF | 湿地 | 他の土地利用から転用された湿地 | 開発地から転用された湿地 | 土壌 | Carbon Stock Change |
| 16 | LULUCF | 湿地 | 他の土地利用から転用された湿地 | その他の土地から転用された湿地 | 土壌 | Carbon Stock Change |
| 17 | LULUCF | 開発地 | 転用のない開発地 | 都市緑地以外 | 生体バイオマス | Carbon Stock Change |
| 18 | LULUCF | 開発地 | 転用のない開発地 | 都市緑地以外 | 枯死有機物 | Carbon Stock Change |
| 19 | LULUCF | 開発地 | 転用のない開発地 | 都市緑地以外 | 土壌 | Carbon Stock Change |
| 20 | LULUCF | 開発地 | 転用のない開発地 | RV対象でない都市緑地 | 枯死有機物 | Carbon Stock Change |
| 21 | LULUCF | 開発地 | 転用のない開発地 | RV対象でない都市緑地 | 土壌 | Carbon Stock Change |